

# 旭川市行財政改革推進プログラム

二訂版

平成23年（2011年）2月

旭 川 市

## 1 旭川市行財政改革推進プログラムの再改訂に当たって

市では、平成16年2月に、厳しい財政状況を克服し、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、「旭川市行財政改革推進プログラム（以下「改革プログラム」という。）」を策定するとともに、平成18年10月に、新たに策定された第7次総合計画の基本目標の一つである「市民主体の健全で公正な自治の運営」に向けた取組の一環として改革プログラムの改訂を行いました。

また、平成17年9月に、国の三位一体の改革による影響やいわゆる団塊の世代の退職が集中すること等を考慮し、一方で、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月）」などを踏まえながら、本市に見合った財政基盤を確立する柱として「旭川市財政健全化プラン（以下「健全化プラン」という。）」を策定するとともに、平成18年10月に、市税収入の大幅な減少の影響などから、健全化プランを上回る厳しい財政状況に直面し、健全化プランの改訂を行いました。更に、平成20年11月に、市税収入や地方交付税が想定を超え見通しよりも大幅に減少する一方で、社会保障関係経費等の義務的経費が大幅に伸びたことなどにより財政の悪化の度が深まったため、新たに「新旭川市財政健全化プラン（以下「新健全化プラン」という。）」を策定しました。

これまで、改革プログラムでは、健全化プラン及び新健全化プランにより特に財政面を重視して補強し、その実効性を担保しながら、平成18年度当初までに、改革プログラムのおおよそ90%を、平成22年度当初までに改革プログラム改訂版のおおよそ84%を実施（一部実施を含む。）しました。その結果、事務事業の効率化やアウトソーシング、自主財源の確保、職員体制や組織の見直しなどが進んだ一方で、助成制度の見直しや財政構造の課題等の分析、協働の推進などについて、取組が十分でないなどの課題が残ったところではあります。

また、自治体を取り巻く社会経済環境は、人口減少社会に突入し、深刻な少子高齢社会を迎えていることや、長引く不況から脱却できずに雇用に対する不安が増大していることなど、早急に取り組むべき課題があるとともに、国が掲げる地域主権改革の推進など、これまでの国と地方の関係から更なる変化が見込まれています。

今回の改革プログラム二訂版は、引き続き事務事業の見直しや市役所の体質改善などに取り組むほか、新たな財務会計の仕組みである新公会計制度も活用しながら、財政の健全化や透明性の向上等を図り、また、本市の重要な課題である地域力の向上や地域住民等とともに進めるまちづくりを目指し、

地域主権型のまちづくりや協働の推進に向けた取組を一層進めるために策定するものです。特に、地域力の向上や協働などの取組については、市民や地域、団体、企業などが公共サービスの担い手となる必要があるとともに、職員の意識を高め、職員自らも主体となり進めていかなければなりません。よって、改革プログラムに掲げた「改革を進める新たな視点」（別紙）などの考え方を受け継ぎ、改革プログラム改訂版では未実施の取組や継続すべき取組、あるいは追加的な取組などについて、次の4つの改革プロセスに沿って、その内容や年次等を整理しています。

- (1) 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて
- (2) 持続可能な財政運営の確立に向けて
- (3) 地域主権型のまちづくりと協働の推進に向けて
- (4) 市役所のスリム化と体質の改善に向けて

## 2 推進期間

改革プログラム二訂版の推進期間は、新健全化プランの計画期間も踏まえ平成22年度から平成25年度当初までとします。

## 3 推進体制

行財政構造改革推進本部において、改革プログラム二訂版の進行管理を行います。

進行状況は、年に1度を目処に市民に公表します。

## 4 個別の推進事項

4ページ以降のとおりとします。

なお、個別の推進事項には、既に平成22年度に実施済みの項目を一部含みます。

推進事項としてこの改革プログラム二訂版に掲載されていないものについても、必要に応じ、適宜、取組を進めてまいります。

旭川市行財政改革推進プログラム（平成16年2月策定）より転載

■ 改革を進める新たな視点

右肩上がりの成長や急速な景気回復が望めない中では、行政がすべての公共サービスを担い、多様化、複雑化する市民ニーズに十分に対応するには自ずと限界があります。将来にわたって、公共サービスの質を保ち、一方で、新たな市民ニーズに対応するためには、個々の市民をはじめ、地域コミュニティ、民間非営利団体（NPO）、企業など、幅広い意味での「市民」が、自立的・主体的に公共サービスを担うことが必要となります。その環境づくりなどに向け、これまでも増して力を注いでいくことが、これからの行政の役割と考えます。

したがって、このプログラムの推進期間においては、従来の改革の視点に加えて、新たに次の視点を持って改革を進めます。

1 基本的視点

○ 補完性の原理

公共サービス全体を視野に「自助、互助、公助」の観点から、個人ではできないことを地域や団体が担い（＝個人ができることは自らの責任で行う。）、地域や団体ではできないことを行政が担う（＝地域や団体ができないことは自らの責任で行う。）という「補完性の原理」を基本的な視点に据えます。

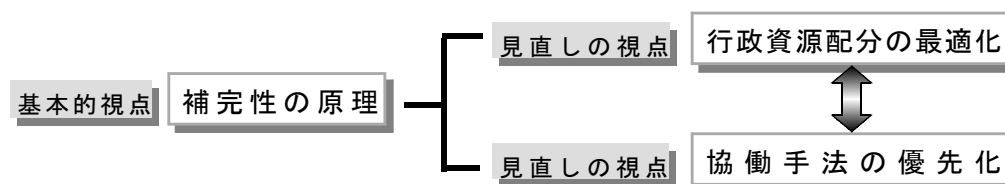
2 見直しの視点

(1) 行政資源配分の最適化

事務事業の効果について、市民の目線で客観的に点検・評価する仕組みの充実を図り、行政が持つ、ヒト、モノ、カネなどの限られた資源を効果的かつ効率的に配分する「行政資源配分の最適化」の視点を持って、事務事業を見直します。

(2) 協働手法の優先化

市民と行政の役割分担を明確にし、協働による事業分野の拡大などの環境整備に努めるとともに、アウトソーシング等により市民や民間の活力を最大限に生かす「協働手法の優先化」の視点を持って、事務事業を見直します。



## 改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

- |   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | アウトソーシングの推進     | 1 市立社会福祉施設の民営化<br>2 指定管理者制度の導入施設の拡大<br>3 業務委託の拡大                       |
| 2 | 電子市役所への取組推進     | 4 電子市役所への取組推進  |
| 3 | 窓口サービスの向上       | 5 窓口業務等の改善<br>6 多様な収納方法等の導入検討  |
| 4 | 各種助成制度の見直し      | 7 各種助成制度の見直し   |
| 5 | 施設等の見直し         | 8 保育所等の在り方<br>9 愛育センターの在り方<br>10 公民館分館の配置<br>11 試験研究機関の在り方             |
| 6 | 第三セクター等<br>の見直し | 12 第三セクター等<br>の見直し   |
| 7 | 行政評価の充実         | 13 行政評価の充実   |
| 8 | その他の事業<br>の見直し  | 14 建設コストの縮減<br>15 施設等の保全<br>16 契約手法の見直し<br>17 附属機関の見直し<br>18 その他の事務改善等 |

## 改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 計画的な財政運営の推進  | 19 財政運営に関する数値目標の達成<br>20 新たな財政分析手法の導入           |
| 2 | 自主財源の確保      | 21 各種収納率の向上<br>22 広告掲出等による収入の確保<br>23 公有財産の有効活用 |
| 3 | 受益者負担の公平性の確保 | 24 使用料、手数料等<br>の見直し                             |
| 4 | 公営企業等の経営の健全化 | 25 上下水道事業の経営の健全化<br>26 病院事業の経営の健全化              |

### 改革プロセス3 地域主権型のまちづくりと協働の推進に向けて

- 1 市民参加の推進 2 7 市民参加の推進
- 2 協働のまちづくりの推進 2 8 協働のまちづくりの推進  
2 9 外郭団体の自立化促進
- 3 地域力向上に向けた環境づくり 3 0 地域コミュニティ拠点施設の在り方の見直し  
3 1 児童館の在り方の見直し
- 4 地域主権時代への対応 3 2 地域主権時代に対応した自治体運営の推進

### 改革プロセス4 市役所のスリム化と体質の改善に向けて

- 1 職員体制、給与等の見直し 3 3 職員体制の見直し  
3 4 給与、諸手当等の見直し
- 2 組織の見直し 3 5 組織の見直し
- 3 人材の育成 3 6 人材育成基本方針の推進  
3 7 人事評価システムの整備

■次ページ以降の表の実施年度の見方について（凡例）

年度別の取組項目	実施年度				
	22	23	24	25	
(例1)	○				平成22年度に行う（行った）もの
(例2)		○ →			始期が平成23年度で、終期が平成24年度中のもの
(例3)			○ →		始期が平成24年度で、終期が平成25年度当初のもの
(例4)		○ →			始期は平成23年度だが、平成25年度以降も継続するもの

（見方の例示）

注1：プログラムの推進期間を平成22年度から平成25年度当初までと設定しているため、平成22年度以前から行っている取組項目については、平成22年度に○印を付しています。

注2：「平成25年度当初」とは、原則的に4月を想定しています。

## 改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

### 1 アウトソーシングの推進

推進事項	市立社会福祉施設の民営化	No.	1			
所管部局	福祉保険部，子育て支援部					
取組内容	つつじ学園の社会福祉法人への移管の検討を行う。 北星保育所の移譲の検討及びこまどり保育所の移譲を行う。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用環境等の向上</li> <li>・人件費，管理運営費の削減</li> </ul>					
年度別の取組項目		実施年度				
		22	23	24	25	
つつじ学園の移管の検討		○			→	
北星保育所の移譲の検討		○			→	
こまどり保育所の移譲			○	→		

推進事項	指定管理者制度の導入施設の拡大	No.	2			
所管部局	総務部，都市建築部，社会教育部，各部局					
取組内容	直営の公の施設や新設予定の施設を対象に制度導入の可能性を検討し，導入施設の拡大を図る。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の能力やノウハウの活用</li> <li>・市民ニーズに対応したサービスの提供</li> <li>・経費の削減</li> </ul>					
年度別の取組項目		実施年度				
		22	23	24	25	
市営住宅への導入の検討		○	→			
市民文化会館（公会堂含む。）への導入の検討		○	→			
大雪クリスタルホールへの導入の検討		○			→	
井上靖記念館への導入の検討		○		→		
その他施設への導入の拡大		○			→	

#### 指定管理者制度

従来の「管理委託方式」（市出資法人や公共的団体等に委託する方式）に代わり，議会の議決を経て指定される「指定管理者」に公の施設の管理を委任する制度。指定管理者の範囲には，特に制約を設けず民間事業者も含まれる。

推進事項	業務委託の拡大	No.	3		
所管部局	市民生活部, 子育て支援部, 各部局				
取組内容	各種業務等の委託を拡大する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の効率化</li> <li>・経費の削減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
市ホームページへの広告掲載業務の委託の検討			○	→	
市立保育所給食業務の委託の検討			○	→	→
その他業務委託の拡大		○	→	→	→



## 2 電子市役所への取組推進

推進事項	電子市役所への取組推進	No.	4		
所管部局	総務部，税務部，各部局				
取組内容	電子申請の実施など，I T（情報通信技術）活用による情報化推進の取組を行う。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上</li> <li>・業務の効率化</li> <li>・事務の改善</li> </ul>				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
電子申請の利用促進		○			➤
施設予約システムの利用拡大		○			➤
連携型G I Sの機能強化の検討		○			➤
-----					
-----					

### G I S

Geographic Information System の略。地図情報と都市計画や土木関連，防災，福祉，観光などの情報を関連づけ，複数部局で共有できるもの

### 3 窓口サービスの向上

推進事項	窓口業務等の改善	No.	5		
所管部局	総務部，市民生活部，各部局				
取組内容	行政情報提供サービスの向上を目指し，コールセンターの設置を検討する。 開庁時間外受付サービスの拡充を図るほか，窓口開設時間の延長の取組を検証し，市民課窓口業務等の休日受付を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の利便性の向上</li> <li>・業務の効率化</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
コールセンター設置の検討		○	→		
開庁時間外受付サービスの拡充		○			
窓口休日開庁の検討		○	→		

推進事項	多様な収納方法等の導入検討	No.	6		
所管部局	総務部，税務部，市立旭川病院，各部局				
取組内容	税，国民健康保険料等へのコンビニ収納の拡大を検討する。 電子申告の導入を進めるほか，クレジットカード納付やマルチペイメントを含めた電子納付の実施へ向けた検討を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の利便性の向上</li> <li>・収納率の向上</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
コンビニ収納の拡大検討		○	→		
クレジットカード納付の導入検討		○			→
電子納付システムの導入に向けた検討		○			→
マルチペイメントシステムの検討		○			→
電子申告の導入		○			

#### 4 各種助成制度の見直し

推進事項	各種助成制度の見直し	No.	7		
所管部局	総合政策部，市民生活部，福祉保険部，環境部，社会教育部，各部局				
取組内容	扶助費，補助金，貸付金など各種助成制度の助成条件等を見直すほか，制度の廃止を含む見直しを検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の削減，効果的な配分</li> <li>・時代の変化に応じた制度への改正</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
補助金交付基準に基づく補助金等の見直し				○	
市民委員会活動補助金の見直し		○	→		
旭川市社会福祉協議会運営費補助金の見直し			○	→	
老人クラブ運営費補助金の見直し		○	→		
高齢者いこいの家運営費補助金の見直し		○	→		
生ごみ堆肥化容器購入助成金の見直し		○	→		
個人用電動生ごみ処理機購入助成金の見直し		○	→		
文化芸術事業開催等補助金等の見直し			○	→	

5 施設等の見直し

推進事項	保育所等の在り方の見直し	No.	8		
所管部局	子育て支援部				
取組内容	へき地・季節保育所は，地域の就学前児童数や保育ニーズを見極め，統廃合を含めた見直しを行う。 通年制保育園は，指定管理者の公募など，今後の在り方を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容の充実と待機児童の解消</li> <li>・施設運営の効率化</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
へき地・季節保育所の設置の見直し		○			→
通年制保育園の在り方の検討		○			→
-----					
-----					
-----					

推進事項	愛育センターの在り方の見直し	No.	9		
所管部局	子育て支援部				
取組内容	障害児早期療育の充実を図るため，愛育センターの在り方について，検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用環境等の向上</li> <li>・運営の効率化</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
愛育センターの在り方の検討		○			→
-----					
-----					
-----					

推進事項	公民館分館の配置の見直し	No.	10		
所管部局	社会教育部				
取組内容	地区公民館との位置関係や他の市有施設の設置状況を勘案し，学校併設分館の配置の見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営の効率化</li> <li>・経費の削減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
学校併設分館の配置の見直し		○		→	
-----					
-----					
-----					

推進事項	試験研究機関の在り方の見直し	No.	11		
所管部局	経済観光部				
取組内容	地域経済の活性化を図るために，工芸センターや工業技術センターの果たすべき役割とその在り方の見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の活性化</li> <li>・運営の効率化</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
工芸センターの在り方の検討		○			→
工業技術センターの在り方の検討		○			→
-----					
-----					

6 第三セクター等の見直し

推進事項	第三セクター等の見直し	No.	1 2		
所管部局	行政改革部, 各部局				
取組内容	旭川市第三セクター等改善計画に基づき, 必要な改善を進める。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営内容の改善, 運営の透明性向上, 統廃合等</li> <li>・ 時宜に応じた適切な関与</li> </ul>				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
改善に係る取組の実施		○			➤
-----					
-----					
-----					
-----					

## 7 行政評価の充実

推進事項	行政評価の充実	No.	13		
所管部局	行政改革部，総合政策部				
取組内容	P D C Aサイクルの在り方等を再検討するほか，市民参加型組織の設置による評価など，行政評価の充実に向けた取組を進める。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的，効率的な行財政運営</li> <li>・市民への説明責任の実行</li> <li>・職員の意識改革</li> </ul>				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		22	23	24	25
P D C Aサイクルの在り方等の再検討		○			
総合計画推進委員会における審議手法の検討		○			
外部委員を活用した第三セクター等評価の実施				○	→
補助効果等を評価する外部機関の設置				○	

## 8 その他の事業の見直し

推進事項	建設コストの縮減	No.	14		
所管部局	土木部				
取組内容	共同企業体の施工する公共工事への分担施工方式（異業種共同体を含む。）の導入や打換え方式による整備を拡大するとともに、積算基準や設計仕様等の見直しを行う。				
効果	・建設コストの縮減				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
分担施工方式（異業種含む。）や打換え方式の導入拡大		○			
公園休養施設規格の標準化		○			
-----					
-----					
-----					

### 分担施工方式

一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する方式

### 打換え方式

既存の排水施設などを再利用しながら、道路改良を行う方式

推進事項	施設等の保全	No.	15		
所管部局	都市建築部、土木部				
取組内容	市有施設の現況を踏まえ、効率的で効果的な改修・改善を行うために、中長期的な保全計画を策定する。 橋梁や公園施設の維持補修を予防保全的に行うために、長寿命化計画を策定する。				
効果	・施設等の長寿命化によるコストの縮減 ・コストの平準化				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
市有施設の長期保全計画の策定		○	→		
公園施設長寿命化計画の策定		○	→		
橋梁長寿命化計画の策定				○	→
道路アセットマネジメントの導入に向けた現況調査			○	→	
-----					

### アセットマネジメント

長期的視点に立って、体系的にコスト効率よく資産を維持しながら機能を向上させ、運用をしていくこと。



推進事項	契約手法の見直し	No.	16		
所管部局	総務部				
取組内容	総合評価方式一般競争入札の拡大や電子入札の導入に向けた検討を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性，競争性，公平性の確保</li> <li>・事務の短縮化，利便性の確保</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
総合評価方式一般競争入札の拡大		○			→
電子入札の導入検討		○	→		
-----					
-----					
-----					

推進事項	附属機関の見直し	No.	17		
所管部局	環境部				
取組内容	社会状況の変化などを踏まえ，附属機関の統廃合などの見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化</li> <li>・経費の削減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
廃棄物処分場に関する附属機関の見直し		○	→		
-----					
-----					
-----					

推進事項	その他の事務改善等	No.	18		
所管部局	総務部, 福祉保険部, 子育て支援部, 保健所, 社会教育部				
取組内容	電力・エネルギー, パソコン・ソフトウェア, 国民健康保険証, 乳幼児健診業務, 予防接種, 旭川ウィーン国際弦楽セミナーについて事務等の見直しを行う。				
効果	・事務の効率化, 事務の改善など				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
庁舎で使用する電力の供給契約の見直し		○	→		
市有施設の省エネ化の推進		○	→		
パソコン等調達方法の見直し			○	→	
オープンソースソフトウェアの活用検討		○			→
国民健康保険証のカード化		○			
乳幼児健診業務の見直し		○			→
予防接種の積算見直し		○			→
旭川ウィーン国際弦楽セミナー開催の見直し		○			→

## 改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて

### 1 計画的な財政運営の推進

推進事項	財政運営に関する数値目標の達成	No.	19		
所管部局	総合政策部				
取組内容	新財政健全化プランに掲げた市債借入額や経常収支比率等の数値目標の達成に向けた取組を推進する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な財政運営</li> <li>・ 財政の健全化, 透明性の向上</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
数値目標の達成に向けた取組の推進		○			→
-----					
-----					
-----					

#### 経常収支比率

一般財源に対する人件費, 扶助費, 公債費など経常的に支出する経費の割合。財政構造の弾力性を示す指標として用いられ, 一般には80%を超える場合には弾力性が失われつつあるといわれる。

推進事項	新たな財政分析手法の導入	No.	20		
所管部局	総合政策部				
取組内容	財政状況の客観的分析と課題を把握するために, 新公会計制度の基準モデルに基づく財務書類を作成し活用する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政の健全化, 透明性の向上</li> <li>・ 計画的な財政運営</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
新たな財政分析手法の導入		○			
基準モデルに基づく財務書類の作成		○			→
「予算の概要」の作成		○			→
-----					

#### 新公会計制度

従来の現金主義を改め, 財政の効率化, 適正化を図るため, 発生主義による企業会計手法を活用して財務諸表を整備すること。

## 2 自主財源の確保

推進事項	各種収納率の向上	No.	2 1		
所管部局	税務部，福祉保険部，子育て支援部，都市建築部，水道局，市立旭川病院				
取組内容	<p>納入指導，滞納整理等を強化し，市税，国民健康保険料，介護保険料，保育料，母子福祉資金等償還金，市営住宅使用料，上下水道料等の収納率の向上を図る。</p> <p>インターネット公売の導入や特別徴収事業所の拡大を図る。</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保</li> <li>・負担の公平性の確保</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
口座振替の推進		<input type="radio"/>			
嘱託職員の活用		<input type="radio"/>			
納入指導，滞納整理の強化		<input type="radio"/>			
インターネット公売の導入		<input type="radio"/>			
特別徴収事業所の拡大		<input type="radio"/>			→

推進事項	広告掲出等による収入の確保	No.	2 2		
所管部局	総合政策部，各部局				
取組内容	ホームページや各種封筒等への広告掲出により収入の確保を図る。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の確保</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
ホームページ，各種封筒等への広告掲出		<input type="radio"/>			→
-----					
-----					
-----					

推進事項	公有財産の有効活用	No.	23		
所管部局	総務部, 各部局				
取組内容	遊休地等の売却を促進する。 土地等の貸付けの在り方について見直しを検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の確保</li> <li>・管理業務の軽減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
遊休地等の売却促進		○			
自動販売機の貸付契約への移行		○			→
無償貸付の妥当性の検証		○			→
貸付地の売却		○			→

### 3 受益者負担の公平性の確保

推進事項	使用料，手数料等の見直し	No.	24		
所管部局	総合政策部，総務部，子育て支援部，都市建築部，各部局				
取組内容	受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づき，使用料，手数料の見直しを行う。 施設無料駐車場の見直しのほか，保育料改定の検討を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益と負担の適正化</li> <li>・安定的な財政運営の確立</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
使用料，手数料の見直し		○			→
来庁者用駐車場の管理方法等の検討		○	→		
職員用駐車スペースの有償化の検討		○	→		
市営住宅駐車場の有料化の検討		○		→	
保育料の改定			○	→	

#### 4 公営企業等の経営の健全化

推進事項	上下水道事業の経営の健全化	No.	25		
所管部局	水道局				
取組内容	事業を取り巻く環境が大きな変化をみせてきた中で、将来に向けて持続的経営を図ることを基本として、経営基盤の強化、安定したサービスの提供に向けた取組を進める。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤の強化</li> <li>・健全経営の確立</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
上下水道事業に係る財政計画の策定			○		
組織体制の見直し		○	→		
上下水道料金の減免の見直し		○	→		
浄水場の運転管理業務の委託の検討		○	→		
停水業務の委託の検討		○	→		

推進事項	病院事業の経営の健全化	No.	26		
所管部局	市立旭川病院				
取組内容	医療制度改革など病院経営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、道北の基幹病院として経営基盤の強化及び医療サービスの向上を図るための取組を進める。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤の強化</li> <li>・医療サービスの向上</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
中期経営計画の策定		○			
経営形態の検討		○			→
病診連携の推進		○			
医療体制の充実		○			
医療情報システムの充実		○			

### 改革プロセス3 地域主権型のまちづくりと協働の推進に向けて

#### 1 市民参加の推進

推進事項	市民参加の推進	No.	27		
所管部局	市民生活部，各部局				
取組内容	市民参加をより実効性のあるものとするため，市民参加の取組予定の事前公表や市民参加事業等への評価制度の導入などを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に対する市民参加の促進</li> <li>・ より効果的な市民参加の実施</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
市民参加取組予定の事前公表の実施		○			→
市民参加予定事業に対する第三者機関からの意見聴取		○			→
市民参加事業の事後評価の実施		○			→



## 2 協働のまちづくりの推進

推進事項	協働のまちづくりの推進	No.	28		
所管部局	行政改革部, 総合政策部, 市民生活部, 土木部, 各部局				
取組内容	<p>市民の企画提案による事業を実施することにより, 協働についての理解や関心を高める。</p> <p>市民サービスの向上や地域の活性化などを旨し, より効果的な支所機能の在り方などについて調査検討を行うほか, 市民団体や地域住民等とともに, 施策や課題解決の方策の検討を行う。</p> <p>パークゴルフ場の維持管理を地域の団体と協働で行う施設を拡大する。</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりの推進</li> <li>・地域活動の推進, 地域課題の解決</li> <li>・地域力の向上</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
市民の企画提案による協働のまちづくり事業の実施		○			→
市民協働推進会議の開催		○			→
支所機能等の見直し		○	→		
支所地域まちづくり推進協議会の開催		○			→
パークゴルフ場の協働管理の拡大		○			→
その他協働の取組の推進		○			→

### 協働

市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し, 相互に補完し, 協力し合うこと。

推進事項	外郭団体の自立化促進	No.	29		
所管部局	市民生活部, 福祉保険部				
取組内容	市民委員会連絡協議会や老人クラブ連合会などの自立化促進に向け, 支援体制の段階的な見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の主体的活動の促進</li> <li>・対等な関係の醸成, 役割分担の明確化</li> <li>・事務局業務の軽減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し		○			→
老人クラブ連合会の事務局体制の見直し		○	→		

### 3 地域力向上に向けた環境づくり

推進事項	地域コミュニティ拠点施設の在り方の見直し	No.	30		
所管部局	市民生活部				
取組内容	住民センター・地区センターについて、地域コミュニティの拠点施設として、より市民が利用しやすい機能や活用方法等について検討を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の促進</li> <li>・地域交流，地域連携の推進</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
住民センター・地区センターの在り方の検討		○			➤
-----					
-----					
-----					
-----					

推進事項	児童館の在り方の見直し	No.	31		
所管部局	子育て支援部				
取組内容	地域における児童の健全育成を図るために、児童館の果たすべき役割や運営方法などの見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成</li> <li>・運営の効率化</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
児童館の在り方の検討		○	➤		
-----					
-----					
-----					
-----					

#### 4 地域主権時代への対応

推進事項	地域主権時代に対応した自治体運営の推進	No.	3 2		
所管部局	総合政策部, 市民生活部, 各部局				
取組内容	自治体運営の基本的な考え方を定める「まちづくり基本条例」の検討を行うとともに, 地域主権改革に伴う関係条例等の見直しを行う。 必要な権限の拡充や税財源の移譲等について, 国, 北海道に働きかける。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体としての機能強化</li> <li>市民サービスの向上</li> </ul>				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
まちづくり基本条例の検討			○		→
地域主権改革への適正な対応		○			→
権限の拡充等の促進		○			→
-----					
-----					
-----					

## 改革プロセス4 市役所のスリム化と体質の改善に向けて

### 1 職員体制，給与等の見直し

推進事項	職員体制の見直し	No.	33		
所管部局	総務部，各部局				
取組内容	アウトソーシング，統廃合，効率化等による事務事業の見直しや，適材適所の職員配置，再任用職員や臨時・嘱託職員の活用，配置基準の見直しなどにより，平成25年度当初で2,900人体制を目指す。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政のスリム化</li> <li>・人件費の削減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
2,900人体制に向けた取組の推進 (アウトソーシングの推進など※推進事項No.1～3ほか)		○			→
(再任用制度の効果的な活用)		○			
(技能労務職の見直し)		○			→
(電話交換業務の見直し)		○	→		
(近文リサイクルプラザの業務体制の見直し)				○	→
(農林整備に係る職員体制の見直し)			○		
(学校用務員等の新配置基準による配置の実施)					○
(北都商業高等学校閉校に伴う職員体制の見直し)		○	→		

推進事項	給与，諸手当等の見直し	No.	34		
所管部局	総務部，各部局				
取組内容	<p>本市の状況を踏まえ，中核市や道内他都市との均衡，人事院等の勧告を考慮し，給与制度の見直しを検討する。</p> <p>各種委員報酬について，社会経済情勢などに合わせた見直しを検討する。</p> <p>恒常的な長時間の時間外勤務の解消や各部局において適正な執行管理が行われるよう，時間外勤務管理に係る取組を実施する。</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与の適正化</li> <li>・経費の節減</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
給与制度の見直し		○			→
各種委員報酬の見直し		○	→		
時間外勤務の管理の適正化		○			

## 2 組織の見直し

推進事項	組織の見直し	No.	35		
所管部局	行政改革部				
取組内容	新たな行政課題や制度の改正などに的確に対応するため、組織の見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな行政課題等への対応</li> <li>・効率的な体制の整備</li> </ul>				
年度別の取組項目		実施年度			
		22	23	24	25
組織の見直し		○ →			
-----					
-----					
-----					
-----					

### 3 人材の育成

推進事項	人材育成基本方針の推進	No.	3 6		
所管部局	総務部				
取組内容	職員研修の充実を図るとともに、多様な勤務形態等の検討を行う。				
効 果	・ 職員の意欲、能力の向上				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
職員研修の充実		○			
多様な勤務形態等の検討		○			
-----					
-----					
-----					

推進事項	人事評価システムの整備	No.	3 7		
所管部局	総務部				
取組内容	新人事評価システムの実施範囲の拡大を行う。				
効 果	・ 適正な人事配置 ・ 職員の意欲の向上				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		2 2	2 3	2 4	2 5
評価基準、運用方法等の整理		○			→
評価システムの実施範囲拡大の試行				○	→
評価システムの実施範囲の拡大					○
-----					
-----					

(資料)

## 旭川市行財政改革推進プログラムの主な取組内容 (H15～H18当初)

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
1	市立社会福祉施設の民営化	緑風苑の移管	・平成16年度:「緑風苑」を社会福祉法人に移譲(職員30人の減) ・平成17・18年度:社会福祉法人による改築整備
		つつじ学園の移管の検討	・平成18年度:「つつじ学園」に指定管理者制度を導入(職員31人の減) ・社会福祉法人への移譲については継続検討
		北星のぞみ荘の統合の検討	・北星のぞみ荘を含む社会福祉法人によるトキワの森の増改築整備
2	指定管理者制度の導入	制度導入ガイドラインの作成	・平成16年度:「制度導入ガイドライン」を作成
		ときわ市民ホール・勤労者福祉総合センターへの導入	・平成17年度:指定管理者制度を導入(職員2人の減)
		若者の郷への導入	・平成17年度:指定管理者制度を導入
		市営牧場への導入	・平成16年度:導入を検討した結果、当面直営で実施
		管理委託方式を採用している既存施設への導入	・平成17年度:30施設に指定管理者制度を導入 ・平成18年度:445施設に指定管理者制度を導入
3	PFI方式の導入検討	PFI方式の導入検討	・平成17年度:「PFI活用指針」を作成
4	性能発注方式の導入検討	性能発注方式の導入検討	・平成17年度:「下水処理場運転管理業務委託」に性能発注方式を導入するための「実施手順」を作成
5	市営住宅の買取り、借上げ方式の活用検討	中心市街地における買取り方式による市営住宅の供給の検討	・「民間事業者へのアンケート」の実施 ・「PFI方式」導入の検討
		中心市街地における借上げ方式による市営住宅の供給の検討	
6	業務委託の拡大	汎用機の運転管理業務の委託の拡大	・平成15年度:「汎用機運転管理業務」の委託拡大(職員3人の減)
		消費生活相談業務の委託の拡大	・平成17年度:「消費生活相談業務」の全面委託
		環境センターの管理委託の検討	・平成18年度:「環境センター運転管理業務」の委託(職員6人の減)
		ごみ収集運搬体制及び委託等の在り方の検討	・平成18年度:「ごみ収集運搬業務」の委託拡大
		総合体育館の収納業務、受付業務等の委託の実施	・平成17年度:「総合体育館受付業務」の委託(職員2人の減)
		浄水場の運転管理業務の委託の検討	・「浄水場運転管理業務」の委託方法の検討
7	留守家庭児童会の保健福祉部への移管	保健福祉部への事務の移管	・平成19年度創設予定の「放課後子どもプラン」(文部科学省・厚生労働省)を見極め推進事項を見直す予定
8	農業集落排水事業の水道局への移管	水道局への管理の移管	・平成17年度:農政部から水道局に移管



No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
9	家庭に関する相談業務の見直し	子ども・女性支援ネットワークの構築	・平成15年度:「子ども・女性支援ネットワーク」を構築
		相談業務の連携強化の検討	・平成16年度:「家庭教育相談室」と「不登校・いじめ相談室」を統合
10	高齢者訪問事業の連携強化の検討	事業の連携強化の検討	・保健福祉部と消防本部の訪問事業の連携強化
11	地域保健福祉センター事業の見直し検討	地域保健福祉センター事業の見直し検討	・平成18年度:「地域包括支援センター」の設置に伴い廃止
12	電子市役所への取組推進	e-Asahikawa推進計画に掲げた取組推進	・平成16年度:「情報セキュリティポリシー」を作成
		統合型GISの構築	・平成17年度:複数部局で使用可能な「統合型GISシステム」の導入を決定
		財務会計システムの見直し	・平成17年度:財務会計システムを「Web方式」に移行
13	窓口開設時間の延長検討	市民課の窓口開設時間の延長検討	・平成16年度,平成17年度:「市民課窓口開設時間」の延長を試行
		市民課の窓口開設時間延長の試行	
14	コンビニ収納の導入	上下水道料金のコンビニ収納の実施	・平成16年度:「上下水道料金」のコンビニ収納を開始
		税,国民健康保険料等のコンビニ収納の検討	・平成16年度:「市税」のコンビニ収納を検討
15	各種助成制度の見直し	私立高等学校入学一時金,授業料補助金の見直し	・平成16年度:入学一時金,授業料免除者を「私立学校入学一時金」,「授業料補助金」の対象者から除外
		高齢者バス料金助成制度の見直し	・平成18年度:「高齢者バスカード」交付時の本人負担を導入(2,000円・障害者等1,000円)
		高齢者三療助成制度の見直し	・平成18年度:「高齢者三療助成制度」を見直し(助成額・1枚当たり600円から500円に減額)
		福祉タクシー利用料金助成制度の見直し検討	・平成18年度:「福祉タクシー利用料金助成制度」を見直し(交付枚数・年間36枚から24枚に削減)
		社会福祉施設建設補助(市単独分)の見直し	・平成16年度:「社会福祉施設建設補助金(市単独分)」を見直し(2千万円を超える補助を20年間の償還補助に変更)
		勤労者資金貸付事業の見直し	・平成16年度:「勤労者資金貸付事業」貸付金利の引下げ,資金用途の拡大を実施
		農業あつぎ夢支援事業の見直し検討	・平成16年度:「農業あつぎ夢支援事業」を見直し(助成制度を融資制度に移行)
		やさしさ住宅助成制度への所得制限の導入	・「やさしさ住宅助成制度」のアンケート調査を実施
		住宅資金貸付の新築,建売,中古を廃止しリフォームに特化	・平成17年度:「旭川住宅資金貸付金」をリフォームのみに特化
		融雪施設設置資金融資あっせん制度の見直し	・平成16年度:「融雪施設設置資金融資あっせん制度」の預託額を見直し

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
16	小・中学校の 適正配置の推 進	適正配置計画の策定	・平成17年度:「旭川市立小・中学校適正配置計画」を策定
		適正配置の推進	・平成16年度末:小学校1校を他校に統合 ・平成17年度末:小学校1校, 小中併置校1校を他校に統合
17	北都商業高等 学校の方向性 の整理	基本計画の策定	・「旭川市内公立高等学校配置の在り方検討懇話会」の開催 ・北海道教育委員会等関係機関との協議を実施
18	市立保育所等 のあり方の検 討	通年制保育園の入所受入年 齢の引下げの検討	・平成16年度:通年制保育園4か所で3歳未満児保育を開始
		へき地・季節保育所の統廃 合の検討	・平成17年度:東鷹栖第3季節保育所を廃止
		通年制保育園の認可保育所 への移行の推進	・通年制保育園の認可保育所への移行を検討
		市立保育所の在り方の検討	・市立保育所の役割について検討
19	公民館分館の 再配置の検討	学校併設分館の再配置の検 討	・学校併設分館の事業実施状況等の調査を実施
20	第三セクター 等に対する関 与の見直し	第三セクター等に対する行政 の関与の方針の改定	・平成17年度:「第三セクター等に対する行政関与の方針」 を改定
		同方針に基づく指導, 監督等	・平成17年度:第三セクター等の組織, 財務等の概要に関 する情報を市のホームページに掲載
		派遣職員の削減	・平成16年度:「(財)旭川市勤労者共済センター」への職員 派遣を廃止(職員1人の減)
21	行政評価制度 の見直し	行政評価制度の見直し	・平成15年度:「行政評価委員会」の会議を公開 ・平成16年度:「行政評価委員会」委員の公募を実施
		懇話会の設置(市立旭川病 院)	・懇話会の設置を検討
		事業評価制度の試行, 段階 的導入(水道局)	・平成17年度:水道局の事業評価を実施
22	機能評価の実 施	機能評価の実施	・平成15年度:「病院機能評価機構」による評価を実施
23	建設コストの縮 減	共同企業体施工工事に分担 施工方式(異業種含む。)の 導入	・平成15年度:「建設工事共同企業体(分担施工方式)取扱 試行要領」を制定
		公共工事コスト縮減の推進	・公共工事の設計仕様, 積算基準等の見直し, 市場価格 導入の拡大
24	市有施設の保 全情報システ ムの開発	市有施設建築保全基礎調査 の実施	・平成16年度:「市有施設建築保全基礎調査報告書」を作 成
		市有施設のマイクロフィルム の電子化	・平成15年度から平成17年度:市有施設の図面のマイクロ フィルム55,000枚の電子化
		基本方針の作成	・平成17年度:「市有施設の建築保全に関する基本方針」 を作成
		保全情報システムの開発	・平成17年度:「市有施設建築保全システム」を整備

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
25	その他事務改善等	車両管理事務の見直し	・公用車管理の一元化の実施 ・公用車への軽自動車導入の拡大
		総合庁舎, 第三庁舎駐車場の管理の在り方を見直し	・総合庁舎, 第三庁舎駐車場の在り方を検討
		予防接種の積算見直し	・平成15年度・平成16年度・「乳幼児各種予防接種」, 「高齢者インフルエンザ予防接種」の委託単価を見直し
		がん検診事業の見直し	・平成17年度: 「乳がん, 子宮がん検診制度」の拡充を実施(自己負担額は現行水準を維持)
		大雪クリスタルホールの管理運営の在り方の検討	・「大雪クリスタルホール」の管理運営方法を見直し(職員1人の減)
		期日前・不在者投票管理システムの導入	・平成16年度: 選挙投票における「期日前・不在者投票管理システム」を導入
26	財政運営に関する中長期的な数値目標の設定	数値目標の設定及び取組方針の検討並びに公表	・「市債借入額130億円以下」, 「起債制限比率13%以下」, 「経常収支比率85%以下」の数値目標を設定 ・「財政健全化プラン」の作成
		数値目標等を見直し	
		数値目標等を見直し結果の公表	・平成15年度: 「上下水道事業財政計画」を作成(平成16年度から19年度までの計画)
		上下水道事業に係る財政計画の策定(水道局)	
27	新たな財政分析手法の導入	バランスシート及び行政コスト計算書の活用方法の検討	・財政分析手法について検討
		財政白書の作成及び公表	・平成16年度: 「財政白書」を作成
28	政策主導型財政システムへの転換	事業計画調査の見直し	・予算編成時の重点的施策の設定, 数値目標の設定
		事業計画調査と予算編成の連携強化	・予算編成時の重点的施策の設定, 数値目標の設定
		所管部局の主体的な政策判断による予算編成手法の検討	・枠配分方式の継続
29	基金の新たな活用手法の導入	基金活用手法の検討及び規程等の整備	・平成16年度: 「財政調整基金条例」を改正(決算剰余金の2分の1相当額を基金に編入)
		新たな活用手法の運用	・平成17年度: 繰入運用を可能とするため, 一部基金条例を改正
30	各種収納率の向上	口座振替の推進	・平成17年度: 「保育料」の口座振替を実施
		嘱託職員の活用	・嘱託職員の個別訪問による市税等の収納督促を実施
		納入指導, 滞納整理の強化	・市税等滞納者に対する給与・報酬の差押を実施 ・住宅使用料滞納者に対する明渡し請求を実施 ・上下水道料滞納者に対する給水停止処分を実施
31	未登記家屋の実地調査の実施	未登記家屋の実地調査の実施	・平成15年度: 未登記家屋の一斉調査を実施
32	公有財産の有効活用	遊休地等の売却促進(土地建物売払収入)	・市所有地の売却を実施

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
33	補助金の基準の策定等	補助金交付基準の策定と基準に基づく点検	・平成16年度:「補助金交付基準」を作成
		基準に基づく補助手続, 補助金額等の見直し	・平成16年度:補助金を対象とした行政評価を実施
		補助効果等を判定する外部機関の設定	・平成16年度:補助金を対象とした行政評価において, 外部評価を実施
34	使用料, 手数料の基準の策定等	使用料, 手数料設定基準の策定	・平成16年度:「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」を作成
		基準に基づく使用料, 手数料の見直し	・平成18年度:使用料, 手数料の改定
35	使用料の見直し	家庭ごみ処理費用の負担の在り方の検討(市民意見の把握)	・「廃棄物減量等推進審議会」で廃棄物処理費用の負担の在り方を検討 ・「地域懇談会」等を開催し, 廃棄物処理費用の負担の在り方について意見聴取
		家庭ごみ処理費用の負担の在り方に係る方針の決定	・平成17年度:家庭ごみ有料化実施計画の策定, 関係条例の改正を行い, 平成19年8月からの有料化を決定
		市営住宅駐車場の有料化	・「市営住宅駐車場」の有料化について検討
36	情報公開制度の総合的な見直し	情報公開条例及び個人情報保護条例の見直し検討	・平成17年度:「情報公開条例」, 「個人情報保護条例」を改正
		情報公開条例及び個人情報保護条例の改正	
		市政情報コーナーの充実	・「市政情報コーナー」の資料の充実, 面積の拡大, パソコンの増設
37	市民参加の取組推進	次期総合計画策定に向けた市民提言型組織の設置	・「第7次総合計画の策定」のための「市民まちづくり計画検討会議」を設置
		市民参加推進条例の見直し条項に基づく検討	・平成15年度:市民参加推進会議を設置
38	市民と行政の役割分担の基準策定	市民と行政の役割分担の基準の策定及び公表	・平成16年度:「市民と行政の役割分担を考える基準(試行版)」を作成
39	市民活動交流センター(仮称)の設置	センターの整備に向けた検討会議の設置及び検討	・平成16年度:「市民による検討会議」からセンター機能等についての提言
		センターの開設	
40	市民活動促進に関する方針の策定検討	市民活動促進に関する方針の策定検討	・「市民活動促進に関する方針」の検討
41	外郭団体の自立化促進	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	・「市民委員会連絡協議会」の事務局体制の見直しについて, 関係団体への説明及び協議を実施
		姉妹都市委員会事務局業務の見直し	・平成18年度:「ブルーミントン・ノーマル姉妹都市委員会」の事務局業務を国際交流委員会に移管(職員1人の減)
		日韓友好親善協会事務局体制の見直し	・平成18年度:「日韓友好親善協会」の事務局業務を国際交流委員会に移管
		物産協会事務局体制の見直し	・平成16年度:「物産協会」事務局体制の見直し(職員1人の減)
		農業まつり実行委員会事務局体制の見直し	・平成17年度:「農業まつり」の企画, 運営を農業者グループに移譲
		その他外郭団体の自立化の検討	・平成17年度:一部観光イベントの事務局を観光協会に移管(職員1人の減)

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
42	アダプト制度の導入検討	アダプト制度の導入の検討	・公共施設の管理へのアダプト制度の導入について検討
43	地方独立行政法人制度の導入検討	地方独立行政法人制度の導入検討	・上下水道事業や病院事業への地方独立行政法人制度の導入について検討
44	庁議の活性化	庁議の構成員の見直し、運営方法等の改善	・平成15年度:庁議構成員の拡充(全部長) ・平成15年度:定例開催(月1回)の決定
45	政策法務能力の向上	政策法務研修の継続	・「政策法務研修」,「政策形成企画立案研修」を実施
		分権まちづくり法務検討会議の活用	・「法制実務研修」を実施
46	要綱等の見直し	要綱等の制定指針の作成	・要綱等の実態調査を実施
47	自治体運営における権限の拡充等	権限の拡充等の促進	・「薬局の開設許可」,「農地等の権利移動の許可」などの事務・権限を北海道から移譲
48	行政手続制度の適正な運用	行政手続制度の適正な運用	・審査基準の設定や公表資料の整備を実施
		ホームページを活用した審査基準等の公表の検討	・平成17年度:許認可等の処分,行政指導,届出等に関する審査基準等一覧の公表について検討
49	職員数250人削減の推進	250人削減の推進	・指定管理者制度,民間委託,嘱託職員の活用等による職員の削減(平成14年度当初比較で職員277人の減)
50	諸手当等の見直し	在勤地内旅費の見直し(日当,日額旅費の廃止)	・「在勤地内旅費の日当」について関係団体と協議 ・日額旅費は東京事務所の廃止に合わせ廃止
		時間外勤務の縮減	・時間外勤務の縮減に向けた職員の意識づくり
		特勤手当の見直し	・平成16年度:特勤手当の支給対象地を削減
		通勤手当の見直し	・平成15年度:自動車等使用者の通勤手当を見直し
51	組織の見直し	組織の見直し	・組織改正時期の検討
		スタッフ制の導入拡大	・平成18年度当初時点で43課にスタッフ制を導入
52	管理職の縮小	管理職の登用・配置の縮小	・職員配置の見直しによる管理職の削減を実施
53	市役所内の分権の推進	内部管理規程の見直し	・内部管理規程見直しの検討
54	人材育成基本方針の策定	人材育成基本方針策定に係る内部検討委員会の設置	・平成15年度:「内部検討委員会」を設置
		女性職員の職域拡大・登用に係る内部検討委員会の設置	・平成15年度:「女性職員の職域拡大,登用に係る内部検討委員会」の設置
		人材育成基本方針の策定	・平成16年度:「人材育成基本方針」を作成
		職員の研修体系の見直し	・平成15年度:「研修の基本的な考え方」を作成 ・平成17年度:「職員の自主運営講座」を実施
55	各種人事制度等の見直し	人事評価システムの整備	・人事評価システムの整備に向けた調査,研究を実施
		採用試験制度の見直し	・平成15年度:職員採用試験の面接回数が増
		昇任試験・希望降任制度の導入	・平成15年度:課長職昇任試験制度,希望降任制度を導入
		自己申告制度の導入	・平成15年度:人事異動に関する自己申告制度を導入
		庁内公募制度の導入	・平成15年度:人事異動時に東京事務所長職を庁内公募
		職員提案制度の見直し	・職員提案に対する改善意見等の募集

旭川市行財政改革推進プログラム改訂版の主な取組内容(H18～H22当初)

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
1	市立社会福祉施設の民営化	北星のぞみ荘の統合	・平成19年度:社会福祉法人旭川隣保会「トキワの森」に統合 ・平成20年度:北星のぞみ荘の廃止(職員2人の減)
		つつじ学園の移譲の検討	・社会福祉法人と、移譲に係る具体的な協議の実施
2	指定管理者制度の導入施設の拡大	制度導入ガイドラインの見直し	・平成18年度,平成20年度～平成21年度:指定管理者制度導入ガイドラインの見直し
		導入可能性に係る庁内検討部会の設置	・平成18年度～平成20年度:「庁内検討部会」の設置
		導入施設,年次等の方針決定	・平成20年度:指定管理者制度導入方針の策定
		導入施設の拡大	・平成21年度:平成22年度からの導入に向けた手続の実施
3	PFI方式の導入	PFI方式の導入可能性調査の実施	・平成18年度:高台小学校の整備をモデルとしたPFI方式の導入可能性調査を実施
4	買取り,借上げ方式による市営住宅の供給	実施要領等の作成	・供給方式の研究を行った結果,直接建設方式を採用
		物件の応募受付	
5	業務委託の拡大	空港管理業務の総合的民間委託の実施	・平成19年度:旭川空港総合維持管理業務委託の実施(職員3人の減)
		その他業務委託の拡大	・平成18年度:ごみ収集委託の拡大 ・平成19年度:臨床器材滅菌,洗浄業務の委託 ・平成20年度:水道局電話交換,夜間電話受付,料金窓口収納,下水道完了図交付業務の委託
6	電子市役所への取組推進	第2次e-Asahikawa推進計画(仮称)の策定	・平成18年度:第2次e-Asahikawa推進計画の策定
		計画に基づく取組の推進	・平成18年度:電子申請の開始,インターネット議会中継の導入,戸籍システムの導入 ・平成19年度:新たな電子申請手続の追加,投票所受付管理システムの導入,施設予約システムや電子調達システムの導入に向けた検討 ・平成20年度:新たな電子申請手続の追加,市民活動支援情報システム(市民活動情報サイト)の導入,防災センターの開設に併せた消防防災情報システムの稼働,施設予約システムの導入検討
7	市民課窓口業務の改善	窓口開設時間の延長の試行	・平成18年度:試行,本格実施
		戸籍事務の電算化	・平成18年度:一部稼働 ・平成19年度:完全稼働
		窓口レイアウト,受付処理方法等の改善	・平成18年度:受付処理方法の改善 ・平成20年度:一部届出窓口をローカウンターに改修
		サテライト方式の窓口設置の検討	・設置場所や運営手法の検討
		パスポートの受付,交付事務の開始	・平成19年度:パスポート交付・受付事務の開始
8	多様な収納方法の導入検討	コンビニ収納の拡大検討	・導入費用,導入時期の検討
		クレジットカード納付の導入検討	・導入費用,効果の検討

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
9	各種助成制度の見直し	補助金交付基準に基づく補助金等の見直し	・平成20年度:行政評価の手法を用いた評価の実施, 補助金的負担金の適切かつ厳正な執行の周知
		市単独の上乗せ補助の見直し	・平成21年度:幼稚園就園奨励費補助金の見直し
		市民委員会活動補助金の見直し	・平成19年度:補助金額の見直し
		敬老祝金の見直し	・平成20年度:事業の廃止
		高齢者いこいの家運営費補助金の見直し	・課題と見直しの方向性の検討
		社会福祉施設整備資金利子補給の見直し検討	・平成18年度:平成19年度以降の施設整備分について, 制度を廃止
		地域共同作業所補助金の見直し検討	・平成18年度:制度の見直し ・平成21年度:制度の廃止
		融雪施設設置資金融資あっせん制度の見直し	・平成18年度:窓口を類似事業に統合 ・平成19年度:制度を類似制度に統合
		やさしさ住宅助成制度の見直し検討	・平成18年度:対象工事等の見直し ・平成21年度:類似制度と整理統合
		就学助成制度の見直し	・情報収集, 他都市の現状把握
		文化芸術事業開催等補助金の見直し	・文化芸術振興条例を制定し, 補助金の在り方を検討するための環境を整備
		10	北都商業高等学校の方向性の決定
11	保育所等の在り方を見直し	へき地・季節保育所の設置の見直し	・豊里へき地保育所の休所
		通年制保育園の在り方の検討	・平成18年度:旭東保育園, 近文生活館保育園で, 3歳未満児の受け入れを開始 ・平成19年度:秋月保育園で, 2歳児の受け入れを開始 ・平成20年度:小鳩保育園で, 2歳児の受け入れを開始
12	公民館分館の配置の見直し	学校併設分館の配置の見直し	・平成19年度:東旭川公民館豊田分館の廃止 ・平成20年度:東旭川公民館千代田分館の廃止
13	第三セクター等の点検評価	各団体の現状分析	・平成19年度~平成20年度:点検評価の実施
		見直しの方針の決定	・平成20年度:旭川市第三セクター等改善計画の策定
		改善に係る取組の実施	・平成20年度:団体の財務状況等の公表, 組織の在り方の検討 ・平成21年度:常勤役員への市退職者派遣の見直し等
14	行政評価の充実	総合計画の進行管理における外部機関の活用	・「総合計画推進委員会」の設置 ・評価意見書の予算編成への活用
		外部委員を活用した公共施設評価の実施	・平成19年度:公共施設評価において, 「行政評価委員会」から意見を聴取
		補助効果等を評価する外部機関の設置	・平成20年度:補助金の評価において, 「行政評価委員会」から意見を聴取
		その他分野別計画, 方針等に基づく点検, 評価の実施	・あさひかわ男女共同参画基本計画2006, 旭川市次世代育成支援行動計画, 旭川市ごみ処理基本計画等に基づく点検評価
15	建設コストの縮減	分担施工方式(異業種含む)打換え方式の導入拡大	・道路関連工事について継続して実施
		公園休養施設規格の標準化	・旭川市標準規格に基づき設計

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
16	市有施設の保全情報システムの活用	施設保全マニュアル及び技術基準類の作成	・平成20年度:施設点検マニュアル, 市有施設点検・調査要領の作成 ・平成21年度:施設点検マニュアルの見直し及び技術基準の作成
		施設の劣化診断	・平成20年度:確実な診断体制の構築に向けた内容の調整 ・平成21年度:建築設備に係る劣化状況の点検
17	契約手法の見直し	コピー用紙の一括購入の検討・実施	・平成19年度:主たる卸会社との価格交渉の実施 ・平成20年度:一般競争入札の実施
		パソコン, コピー機などの一括契約の拡大	・コピー機の一括契約の実施 ・パソコン等の一括契約の実施
		多様な入札制度の導入	・一般競争入札の対象範囲拡大
18	附属機関の見直し	民生委員推薦会の委員定数の見直し	・平成19年度:委員定数の削減
		廃棄物処分場に関する附属機関の見直し	・中園処分場閉鎖事業の状況確認 ・処分場環境対策協議会への統合の検討
		公民館運営審議会の見直し	・平成19年度:公民館運営審議会の廃止
19	ごみ収集運搬体制の検討	車両台数や乗車体制の見直し検討	・平成19年度, 平成21年度:収集体制の一部見直し
20	自立支援プログラムの策定	自立支援プログラムの策定	・平成18年度:実施方針の策定
		就労支援事業の実施	・平成18年度~平成21年度:就労支援事業の実施
		年金請求等の資産活用の支援	・年金資格調査員の配置
21	その他の事務改善等	IP電話の導入拡大	・導入効果等の検討
		公用車への軽自動車の導入拡大	・導入の拡大
		子ども, 女性, 家庭に関する相談業務見直し	・相談員間の連携強化, 定例相談会議の実施
		敬老会開催方法等の見直し	・平成20年度:記念品の廃止 ・実施主体へのアンケートによる開催方法の意見聴取等
		予防接種の積算見直し	・平成19年度:乳幼児等予防接種, インフルエンザ予防接種の単価の見直し
		観光循環バス事業の見直し	・平成20年度~平成21年度:JTBと連携し, 旅行商品への組み込みを実施
		地域総合除雪体制の地区割りの見直し	・平成18年度:地域総合除雪体制の地区割りの見直し
		ロードヒーティングの見直し	・平成18年度:54か所休止 ・平成19年度:55か所休止 ・平成20年度~平成21年度:56か所休止
		小中学校へのグループウェアの導入	・平成20年度:教育委員会と各小中学校のグループウェアの運用開始
		旭川ウィーン国際弦楽セミナー開催の見直し	・事業の在り方, 運営手法の見直し等の検証
		選挙投票事務における名簿対照システムの導入	・平成19年度:5か所の投票所に導入
22	財政運営に関する数値目標の達成	数値目標の達成に向けた取組の推進	・財政健全化プランにおける数値目標に向けた取組の実施



No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
23	新たな財政分析手法の導入	バランスシート及び行政コスト計算書の活用方法の検討	・バランスシート, 行政コスト計算書, キャッシュフロー計算書を作成, 公表
		バランスシートにおける新たな減価償却方法の検討	・平成20年度決算について, 新地方公会計制度に基づき, 普通会計に企業会計や第三セクター等を連結した新たな財務書類4表を試作
		新たな財政分析手法の検討	・健全化判断比率の4指標, 公営企業会計毎の資金不足比率を公表
24	政策主導型財政システムへの転換	評価, 事業構築, 予算編成の連携強化	・PDCAマネジメントサイクルに基づく, 評価, 事業調査, 財源配分及び予算編成を実施
		インセンティブ予算の導入検討	・平成21年度:3件を予算に反映
25	公債費の平準化	市債の借換え	・平成19年度~平成21年度:民間資金による借換債発行で実施
26	基金の新たな活用手法の導入	基金活用手法の検討及び規程等の整備	・平成18年度:育英事業基金, 国際交流活動基金, 都市緑化基金からの長期借入れに向けた条例改正
		新たな活用手法の運用	・平成19年度:財政調整基金への編入, 育英事業基金からの長期借入れ ・平成20年度:財政調整基金への編入, 国際交流活動基金, 都市緑化基金からの長期借入れ ・平成21年度:財政調整基金への編入
27	各種収納率の向上	口座振替の推進	・市税, 保険料等の口座振替の奨励, 啓発の実施
		嘱託職員の活用	・嘱託職員の個別訪問による, 市税, 保険料等の収納督促の実施
		納入指導, 滞納整理の強化	・納付督促, 納入指導等の実施 ・給与等の差押の実施 ・住宅使用料の長期滞納者等に対する明渡し請求等の実施 ・水道の給水停止処分等の実施
		保育料の収納委託の検討	・平成20年度:各保育所長による督促状等の手渡し, 納付の呼びかけの実施
		市税滞納等に対する行政サービス等の在り方の検討	・対象サービスの検討
28	広告掲出等による収入の確保	ホームページ, 各種封筒等への広告掲出	・平成18年度:水道局検針お知らせ票及び広報紙, 市ホームページへの掲載 ・平成19年度:市税等の通知書用封筒への掲載 ・平成20年度:全庁共通封筒, 公式野球場フェンス等への掲載
		自動販売機の提案型設置方式の導入	・平成18年度:旭山動物園において実施
		印刷物の有料頒布に係る調査検討	・他都市の実施状況調査, 有料頒布の可能性の検討
29	公有財産の有効活用	遊休地等の売却促進	・市有地の売却の実施
		土地等の貸付の在り方の見直し検討	・平成19年度:有償貸付地の一部を売却 ・平成20年度:市有財産を有効活用するための基本方針の策定 ・平成21年度:自動販売機の設置の貸付契約への移行

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
30	使用料, 手数料等の見直し	使用料, 手数料設定基準の見直し	・平成21年度: 使用料・手数料の見直しに向けた, 基準の見直しの検討
		基準に基づく使用料, 手数料の見直し	・経済状況等を踏まえ, 見直しの見送り
		施設無料駐車場の見直し	・平成19年度: 旭川空港の駐車場の有料化 ・職員駐車スペースの有償化の課題整理 ・市営住宅駐車場の有料化の検討
		保育料改定の検討	・平成19年度: 定率減税の廃止に伴う必要な見直しの実施
31	病院事業の経営の健全化	経営計画の策定に係る懇話会の設置	・平成18年度: 経営委員会の設置
		中期経営計画の策定	・平成18年度: 中期経営計画の策定
		看護体制の充実	・平成19年度: 10:1看護体制の導入
		外来棟診療体制の再編	・平成18年度: 健診センター, 化学療法センターを外来棟4階に設置 ・平成19年度: 糖尿病センター外来を外来棟3階に設置
		病診連携の推進	・登録医制度の実施, 高度医療機器の共同利用の推進, 院内研修への他の医療機関スタッフの参加の促進
		DPC(診断群分類包括医療)の導入	・平成18年度: DPC方式への変更
		医療情報システムの充実	・平成18年度: 医療情報システムの充実
32	上下水道事業の経営の健全化	事業評価制度への外部評価の導入の検討	・平成18年度, 平成19年度: 事業評価の実施 ・平成20年度: 総合計画に基づく事務事業評価に統一
		上下水道事業に係る財政計画の策定	・平成19年度: 財政計画(H20~H23)を策定
		上下水道料金の減免の見直しの検討と実施	・平成20年度: 水道・下水道使用料減免制度の見直しを実施
		水道業務手当の廃止	・平成19年度: 減額 ・平成20年度: 廃止
		下水処理センターの包括的民間委託への移行	・平成20年度: 包括的民間委託へ移行(職員3人の減)
		浄水場の運転管理業務の委託の検討	・委託の方法, 費用等の検討
		簡易水道事業における委託拡大の検討	・平成20年度: 2地区ある簡易水道施設の運転管理を一括して業務委託
		33	市民参加の推進
	市民参加予定事業に対する第三者機関から意見聴取	・旭川市市民参加推進会議からの意見聴取	
	市民参加事業の事後評価の実施	・庁内各部署で事後(自己)評価の実施	

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
34	市民活動基本方針の策定と推進	方針の策定	・平成18年度:市民活動基本方針の策定
		市民活動促進検討会議の設置	・平成18年度:市民活動促進検討会議の設置
		協働モデル事業の実施	・平成20年度:庁内協働ワーキンググループからの提案事業のうち5事業の協働モデル事業を予算化
		方針の環境整備(情報共有,人材育成等)	・平成18年度:市民活動フォーラムの開催 ・平成19年度:市民活動交流フェスタの開催 ・平成20年度:市民活動フォーラムの開催,旭川市民活動情報サイトの開設,「職員のための協働推進の手引」の作成 ・平成21年度:協働セミナーの開催
35	市民活動交流センター(仮称)の開設	交流センターの開設	・開設に向けた準備
36	外郭団体の自立化促進	市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し	・平成19年度:段階的措置として,専門部会事務局の一部を一元化
		その他外郭団体の自立化の検討	・平成19年度:社団法人旭川物産協会の移転(嘱託職員1名の減) ・平成20年度:旭川市民生児童委員連絡協議会の移管(職員1名,嘱託職員1名の減)
37	市民参加型市場公募地方債の導入	公募債の導入	・平成18年度:旭山動物園チンパンジーの森整備事業の財源として発行 ・平成19年度~平成20年度:総合防災センター中核施設建設事業等の財源として発行
38	学校施設開放事業の自主運営化	学校施設開放事業に関する調査・検討	・アンケート調査や学校の施設状況等の調査 ・自主運営は困難であるとの結論から,有料化の実施で取組を代替
		自主運営の実施(モデル対象)	
		自主運営の実施(全校対象)	
39	要綱等の見直し	制定指針の作成	・要綱等の作成・見直しに係る助言,支援,研修による意識啓発等の実施
40	自治体運営における権限の拡充等	権限の拡充等の促進	・平成19年度:「有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務」「とがりねずみ科及びびねずみ科に属する獣類の捕獲等の許可に関する事務」「一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務」を北海道から移譲 ・平成20年度:「中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則に係る事務」の一部を北海道から移譲 ・平成21年度:「北海道自然環境等保全条例に基づく事務」「租税特別措置法に基づく事務」「都市再開発法に基づく事務」を北海道から移譲 ・平成22年度:「農地法に基づく事務」「工場立地法に基づく事務」「中小企業等共同組合法に基づく事務」を北海道から移譲
41	行政手続制度の適正な運用	申請に対する処分一覧等のホームページへの公表	・平成18年度:申請に対する処分一覧等の公表
42	職員体制の見直し	3,050人体制に向けた取組の推進	・福祉行政,動物園等に係る体制強化を図る一方,民間への委託,再任用職員の活用等により職員数を削減(平成18年度当初比219人の減)

No.	推進事項	取組項目	主な取組内容
43	給与等の見直し	給料表改正等の給与制度内容の検討	・平成18年度:給与水準の引下げ等の検討
		新給与制度の導入	・平成19年度:新給与制度の導入
		各種委員報酬の見直し検討	・非常勤特別職の報酬に係る他都市の状況把握, 検討等の実施
44	諸手当等の見直し	在勤地内旅費の見直し(日当の廃止)	・平成19年度:在勤地内旅費日当の廃止
		特殊勤務手当の見直し	・平成19年度:月額支給から日額又は従事回数による支給へ見直し ・平成20年度:支給対象事務の見直し
		給料の調整額の見直し	・平成19年度:税業務, 保険業務に従事する職員への給料の調整額の廃止
		時間外勤務の抑制	・時間外勤務管理方針の提示, 時間外勤務の配当制, 時間外勤務縮減の意識醸成の実施
45	組織の見直し	組織の見直し	・平成20年度:機構改革の実施
46	管理職の縮小	管理職の登用・配置の縮小	・管理職の配置縮小
47	市役所内の分権の推進	内部管理規程の見直し	・平成20年度:部長の専決事項の一部を室長に移行
48	人材育成基本方針の推進	職員研修の充実	・平成18年度:接遇指導専門の嘱託職員の雇用, 接遇指導の実施, 次世代リーダー研修(異業種交流研修)の実施 ・平成19年度:自主企画国内体験派遣研修の再開 ・平成21年度:管理監督者向けメンタルヘルス研修の実施
		多様な勤務形態等の検討	・国等の動向を把握し, 導入の可能性について検討
		昇任試験の見直し	・平成18年度:試験を休止し, 選考による候補者の選抜を実施
		自己申告制度の見直し	・平成18年度:様式の変更等
49	人事評価システムの整備	評価システムの試行実施	・平成18年度:課長職以上を対象として, 新たな人事評価制度の試行運用を開始
		評価システムの試行実施範囲の拡大	・各部ヒアリング調査等を実施し, 試行実施範囲の拡大に向けた検討
50	一課一改善運動の実施	実施要領の作成	・インセンティブ予算の実施状況を見極めながら制度の構築を検討
		一課一改善の実施	

～ 旭川市行財政改革推進プログラム二訂版 ～

旭 川 市

行政改革部行政改革課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地

電話 0166-25-6205

FAX 0166-22-2286

e-mail:gyoukaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>